

「政策・制度要求と提言」 （北上市）

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対策等について

- (1) 感染予防に必要な検査等の実施や、ワクチン接種を含め医療体制に万全を期し、住民の不安が生じないよう県、近隣市町と連携すること。
- (2) 感染者とその家族、およびワクチン非接種者等に対する職場や学校での差別・偏見が起きないよう啓発等を強化すること。
- (3) 影響を受けている企業、事業主、NPO法人等に対して、事業継続と雇用維持ができるよう商工団体等と連携を図り各種助成金制度等の周知徹底を図るとともに、自治体独自の支援策を拡充すること。また、特に飲食業などにおいて国や県の制度から除外または対象とならない事業者への支援を市独自の政策で救済すること。
- (4) 安易な解雇等が発生しないよう、ハローワーク、産業雇用安定センターなどと連携し、雇用の維持に万全を期すこと。
- (5) 解雇や離職による生活困窮者・世帯・児童に対する相談支援体制を強化のため、社会福祉協議会、生活保護、ひとり親家庭支援などの相談担当者の増員を図ること。
- (6) 新型コロナウイルス陽性と診断された証明書発行について、各自でのMy HER-SYS（マイハーシス）による療養証明書の発行を基本としているが、保健所ごとに取り扱いが異なる事が無いように統一を図ること。

また、情報弱者や10日以上自宅療養者など、My HER-SYSでの療養証明書の表示が出来ない方に対してのフォローについても自治体が適切に対応する様、県に対して要望すること。

2. 労働者に関する施策について

- (1) 中小企業や地場産業の育成を図り、雇用の創設、拡大を図るとともに、雇用の安定、労働環境・労働者福祉の改善整備をする様周知する事。
- (2) 障がい者の雇用、UIJターンの推進、就職氷河期世代を含めた若年雇用対策の強化を図ること。
- (3) 最低賃金引上げや現行賃金の引き上げに向けた中小企業支援策について、地元企業に周知徹底し、給与所得の向上を図ること。
- (4) 国、県では産業振興、福祉・保健・医療等に関する各種審議会に労働者代表を参加させていることから、北上市においても労働者の声を市政に反映させるため、各種審議会等に（継続して）労働者代表を参加させること。
- (5) 会計年度任用職員等の自治体で働く非正規公務員の労働条件を改善すること。また、解雇や雇い止めをしないこと。
- (6) 東北労働金庫は県内の多くの自治体と「自治体等提携融資制度」（協調倍率制度）を創設し、労働者への低利な融資を行うことにより生活の安定と福祉向上を図っていることから、融資種類の拡大や住民への周知を図ること。

- (7) 自治体が率先して男性の育児休暇取得を促進すると共に、中小企業への働きかけを行うこと。

3. 社会福祉、保健医療の拡充について

- (1) 働く保護者の負担軽減に資するよう、延長保育（幼稚園における預かり保育を含む）、夜間保育、休日保育等の拡充のため、財政支援を強化すること。
- (2) 子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援については、児童福祉担当課、教育委員会、生活困窮者対策部門、母子保健担当課等が連携して取り組むよう体制を強化すること。
- (3) いわゆる「子ども食堂」を実施する団体等に対する支援を強化するとともに、実施を検討する団体等に適切な助言等を行うこと。
- (4) 児童虐待防止や保護者への支援、子どもを守る体制強化のため、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の専門職員の配置等をすすめること。
- (5) 介護サービスや障がい者支援サービスを必要としている人、家族が相談しやすい体制を拡充するとともに、「地域包括ケアシステム」の推進等、適切なサービスが受けられるよう提供体制を整備すること。
- (6) 自死者が増加し、特に若者、女性の割合が高いとされていることから、自殺予防対策、相談支援体制を強化すること。
- (7) 地元で適切な医療が受けられるよう医療体制、医療従事者確保に努めること。
- (8) 人材難が叫ばれている医療・介護・保育関係職員の処遇改善、勤務環境の改善を図るため、処遇改善加算等制度の活用を事業者にも周知徹底すること。

4. 教育の拡充について

- (1) 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「給付型奨学金」「無利子奨学金」について創設、適用条件等の拡大を図ること。
- (2) 子どもの貧困や「ヤングケアラー」に関する実態を把握し、それぞれの家庭事情に応じて必要な支援を行うこと。
- (3) 就学援助制度について、必要な世帯に周知を徹底するとともに、準要保護の対象水準を引き下げないこと。
- (4) 学校徴収金について、学校配分予算が少ないことにより、受益者負担分の曖昧な部分を保護者負担にさせることのないよう、機会均等や水準確保の観点からも、各学校で差がでないようにガイドライン等を示し、必要に応じて十分な予算措置を行うこと。

- (5) 教職員の長時間労働をはじめとする働き方が社会問題になっていることから、これらを是正し、教職員のいのちと健康を守ることによって、教育の質的向上を図ること。
- (6) いじめや貧困、虐待の問題に的確に対応するため養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを、すべての小中学校に常勤配置すること。
- (7) 中学生のスポーツ・文化活動について地域における子どもの居場所づくりを含め、子どもの多様な選択を保障できる総合型地域部活動の取り組みを各団体と連携しながら整備すること。
- (8) 不登校児童生徒への支援を支援団体やNPO等との連携を図り、強化すること。

5. 安心、安全のまちづくりについて

- (1) 震災復興にかかる補助金や諸制度のうち、今後とも必要とされるものについて、延長を関係機関に働きかけるとともに、被災者等の「心のケア」を継続すること。
- (2) 地震や豪雨による被害が全国的に多発しているので、防災対策を一層拡充し、住民に周知すること。
- (3) 防災計画の策定や避難所運営に女性や障がい者等広く市民の声が取り入れられるよう講じること。
- (4) 公共交通の確保に努め、障がい者（児）や高齢者等、市民が安心して暮らせるよう努めること。
- (5) 災害時における愛玩動物との同伴避難所を開設し、避難所での飼養方法を明確にし周知すること。また、被災した愛玩動物への救護対策についても、関係機関・動物保護団体等との連携を図り適切に講じるようマニュアル化すること。

6. ハラスメント対策等について

- (1) あらゆる職場でパワハラ、セクハラ等あらゆるハラスメントの防止、性的指向・性自認（SOGI）に関する偏見に基づく言動の払拭のための対策を強化すること。
- (2) 相談対応にあたる自治体職員、各種相談員、教職員、民生児童委員等に、セクハラやDV、児童虐待、LGBTや性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深めるための研修や最新の情報提供を行うこと。

以上